

平成28年第3回定例教育委員会

平成28年3月30日(水)午後2時03分
江別市教育庁舎 大会議室

出席者	委員長	支 部	英 孝	説明員	教育部長	齊 藤	俊 彦	
	委員	上 野	聡 志		教育部次長	萬	直 樹	
	委員	郷	早 見		学校教育支援室長			
	委員	橋 本	幸 子			伊 藤	忠 信	
	教育長	月 田	健 二		総務課長	大 村	勇 二	
					総務課参事	錦 戸	康 成	
					総務課参事	三 富	一 義	
					総務課主幹	松 崎	英 明	
					学校教育課長	金 子	武 史	
					教育支援課長	浦 田	和 秀	
					給食センター長	内 藤	信 治	
					対雁調理場長	鈴 木	正 春	
					生涯学習課長	佐々木	倫 子	
					スポーツ課長	岩 渕	淑 仁	
			情報図書館長	原 田	昭 彦			
			郷土資料館長	小 林	則 幸			
			記録員	総務課総務係長	星 野	崇 志		
			傍聴者	なし				

1 報告事項

- (1) 平成28年第1回江別市議会定例会の一般質問について
- (2) 江別第一小学校の開校について

2 審議事項

- (1) 平成28年議案第12号
江別市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- (2) 平成28年議案第13号
江別市教育委員会専門職設置規程の一部を改正する規程の制定について
- (3) 平成28年議案第14号
江別市立小学校及び中学校に設置する特別支援学級等の通学付添費の支給に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- (4) 平成28年議案第15号
江別市少年育成委員の委嘱について
- (5) 平成28年議案第16号
江別市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

3 その他

- 次回教育委員会予定案件について
- 平成28年第4回定例教育委員会の日程について

会 議 録

支部委員長

(開会)

それでは、ただいまから、「平成28年第3回定例教育委員会」を開会いたします。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

会議に先立ち、本日の会議録署名人を橋本委員にお願いいたします。

また、議案第12号及び第13号の2件につきましては、それぞれ関連がありますことから、一括説明・一括質疑として進めてよろしいですか。

(一同了承)

そのように確認いたします。

それでは、議事に入ります。

1の報告事項(1)「平成28年第1回江別市議会定例会の一般質問について」の報告を求めます。齊藤教育部長お願いします。

齊藤教育部長

平成28年第1回江別市議会定例会の一般質問についてご報告いたします。

教育委員会関係分は、3月8日に、3名の議員から一般質問がありました。

はじめに、相馬議員から、学童保育の学校使用について、ほか4件の質問があり、まず1件目の学童保育の学校使用に関連して、校舎利用の現状と将来の見通しを問う質問への答弁では、「学童保育の校舎利用は、現在、豊幌小で放課後児童クラブが利用しており、江別第一小は放課後児童クラブ専用室を併設した新校舎を建設中である。国は『放課後子ども総合プラン』で、学校施設の活用を推奨しているので、市教委としても、健康福祉部とさらに連携を深め、推進していく必要があると認識しているが、当面は、放課後の空いた時間を利用した一時的な使用を想定している。今後、学童保育への活用の要望があった場合には、学校ごとの事情を考慮し、児童の安全を十分に確保しながら、進めていきたい。」と、答えています。

これに対して、相馬議員からは、2点の再質問があり、まず、1点目は、一時的な使用を想定する理由を問うものであり、答弁では、「市教委としては、放課後児童クラブの必要性を十分認識しており、本来は専用室として転用することが望ましいと考えているが、再び教室が不足することがないように配慮する必要もあるため、当面は、放課後等の空いた時間の使用を想定した中で、放課後児童クラブができるだけ運営しやすいように進めていきたい。」と、答えています。

2点目は、学校を使用して学童保育を進める際の、学校との協議における教育委員会の立ち位置を尋ねる再質問であり、答弁では、「市教委としては、放課後子ども総合プランの考え方に沿って、子どもの安全安心な居場所を確保するため、学校教育としての用途への影響や施設の構造など学校ごとの事情を考慮しながら、学童保育ができるだけ運営しやすい場所を確保していくという立場で、学校との調整を行っていきたい。」と、答えています。

次に、2件目の質問は、今後の学校図書館の統括は、情報図書館が行うのか、学校教育課が行うのか、どちらなのかを問うものであり、答弁では、まず、基本的な学校図書館の役割や重要性についての認識に触れたうえで、「江別市では、学校図書館への支援として、平成18年度以降、情報図書館からの巡回により豊富な知識や高い専門性を備えた司書を派遣しており、これによって学校図書館の環境整備や総合的な学習などへの支援活動が充実し、そのほかにも手厚い支援を行っているため、学校からは高い評価を受けている。市教委としては、学校が主体性を持って学校図書館を活用するために、学校教育部門が学校図書館を統括すべきものと考えており、今後は、さらに学校教育課と情報図書館が連携・協議しながら、学校図書館の運営や司書派遣を行うことにより、学校図書館を活用した教育の充実を図っていきたい。」と、答えています。

これに対して、相馬議員からは、学校教育部門が統括するのであれば、今後、司書派遣から学校配置にしていく考えはあるのか、との再質問があり、答弁では、「情報図書館からの司書派遣については、これまで高い専門性や手厚い支援により学校から高い評価を受けており、今後も、学校教育課と情報図書館の連携のもと、司書派遣を継続することにより、学校図書館の充実を図っていきたい。」と、答えています。

次に、3件目は、不登校対策について2点の質問があり、まず1点目のスポットケアの現状と課題についての質問への答弁では、「不登校児童生徒のための学校復帰に向けて、市では、平成16年4月から学習活動を中心としたスポットケア事業と、体験学習を中心と

斉藤教育部長

したケア事業を実施している。開始当初、スポットケア事業は月2回であったが、現在は火曜と木曜の週2回、青年センター内の複数の部屋を利用して実施しており、専任指導員やスクールソーシャルワーカーが、学力やコミュニケーション力の向上及び進路相談等の支援を行っている。課題としては、児童生徒の生活リズムの改善や計画的な学習支援を行うための実施回数の増加と、家にひきこもりがちで、スポットケアに通うことさえ困難な児童生徒への対応が特に必要と考えているところであり、このため平成28年度からは、実施回数を週3回に拡大するとともに、専任指導員等による家庭訪問を通じた相談活動の強化等を予定している。市教委としては、スポットケア事業は、学校復帰に向けた重要な取り組みと考えているので、今後も実施環境や支援内容の充実に努めていきたい。」と、答えています。

次に、2点目の質問は、不登校対策の担当名が少年指導センターというのはそぐわない感じがするので、名称変更する考えはないのか、という趣旨であり、答弁では、「江別市少年指導センターは、昭和41年7月に市長部局に設置された青少年対策室をはじめとし、その後、幾多の変遷を経て、平成2年4月から現在の名称となっている。発足当初から非行防止に関する業務を行っており、平成12年4月から、不登校児童生徒への支援業務も担当している。業務に当たっては、教育支援課がセンターと一体となって推進しているので、今後、児童生徒及び保護者向けにスポットケア事業を案内する際の担当の表示方法については改善したいと考えており、市ホームページ等での周知についても、工夫していきたい。」と、答えています。

これに対して、相馬議員からは、1点目について、スポットケアの実施回数を更に増やしてはどうか、との再質問があり、答弁では、「市教委としては、スポットケア事業を更に充実させていく必要があると考えているので、来年度から拡大を予定している取り組みの効果等を検証しながら、実施回数の増について検討していきたい。」と、答えています。

次に、4件目は、いじめ防止の相談対策について、スマートフォンのアプリケーションを導入してはどうか、という質問であり、答弁では、「江別市では、いじめに関する相談対応の一つとして、『心の相談員』や『スクールカウンセラー』を配置しているほか、いじめ相談専用電話を設けているところであるが、議員ご指摘のように、いきなり相談ダイヤルに電話をかけるのをためらう子どもの存在も考えられるので、その対応としては、『心のダイレクトメール』により、郵送などでも相談できるようにしている。スマートフォンのアプリケーションの導入については、まだ開始されて間もないことから、その推移を見守ることとし、当面、市教委としては、既に道教委が行っている電子メールによる相談等を参考にしながら、児童生徒及び保護者が相談しやすい手法を検討していきたい。」と、答えています。

最後に、5件目は、小中学生に向けた通信機器の使用について、2点の質問があり、まず、1点目の、通信機器の使用ルールづくりについての質問への答弁では、「子どもたちのスマートフォン端末等の長時間利用は、生活習慣の乱れや心身の不調のほかネット依存も懸念されるため、一定のルールは必要であると考えている。そこで、市教委では市P連と連携して、通信機器使用のルールづくりを促すリーフレットを作成し、昨年12月に、小4から中3までの児童生徒の全家庭に配布したほか、昨年の中学生サミットでは、はじめて情報モラルをテーマの一つに掲げ、生徒同士の意見交換を行っている。市教委としては、こうした取り組みを通じて児童生徒や保護者がルールの必要性について、理解を深めていくことが、実効性のある取り組みにつながると認識しており、今後、市P連等と協働して、ルールづくりを進めていきたい。」と、答えています。

次に、2点目の質問は、保護者向けの講演会開催についてであり、答弁では、「今年度は、全国各地でアウトメディア講演会等を開催しているNPO法人から講師を招いて、2日間にわたり、保護者及び親子向けの講演会を実施した。平成28年度は、更に取り組みを充実させ、3日間にわたり、中学生については、全中学校を巡回して授業で講演を行い、保護者や地域の方については、夜間に講演を行う予定にしており、大人向けのものは、通信機器の適正利用について、子どもに対して指導できるよう、技術的な知識向上も含めた実践的な内容を考えている。市教委としては、子どもたちがネットトラブル等に巻き込まれないよう、今後も、様々な方法により、啓発の取り組みを充実していきたい。」と、答えています。

次に、石田議員から、文化・スポーツ関連施設等の江別市にある公共施設の管理などに

<p>斉藤教育部長</p>	<p>関連し、新しい体育館を建設する考えを問う質問があり、答弁では、まず、市内の社会体育施設と学校体育施設開放の現況などについて述べたうえで、「市民体育館は、利用率が高く、ほぼ一杯の状況であることから、スポーツ推進計画においても、学校施設などを含めた既存施設の有効活用を図っていくこととしている。市教委としては、社会体育施設全体の将来的な在り方について、検討する必要があると考えていることから、その進め方については、スポーツ推進審議会で協議するとともに、体育協会をはじめとする関係団体との情報交換を行っていきたい。」と、答えています。</p> <p>これに対して、石田議員からは、青年センターは老朽化しており、もう少しスピード感を持って、多目的な総合体育館への建て替えを進めるべきではないか、との再質問があり、答弁では、「多目的な機能を備えた総合的な体育館については、市民の大切な財産となるため、様々な角度から検討していくことが必要である。市教委としては、先ほど答弁したとおり、社会体育施設全体の将来的な在り方について、検討する必要があると考えていることから、まずは、その進め方について、スポーツ推進審議会で協議するとともに、体育協会をはじめとする関係団体との情報交換を行っていきたい。」と、答えています。</p> <p>次に、尾田議員から、体育施設の整備、充実と冬期間の活動支援に関連して2点の質問があり、まず1点目の、青年センタープールの改修計画と多目的利用を問う質問への答弁では、「青年センタープールは、建築以来44年が経過し、計画的な修繕等を行うほか、利用者からの要望に基づき、施設環境を整備しながら維持管理に努めてきている。プールの利用に関しては、体力向上や水泳初心者への基礎講習を行うほか、一般利用者には、ウォーキング専用コースを設け、高齢者や障がいを持つ方々の健康・体力づくりの場としても活用していただいております。市教委としても、介護予防や運動機能回復など、保健・医療の分野でのプール利用は、健康寿命の延伸に有効であると認識している。なお、青年センタープールの改修については、社会体育施設全体の将来的な在り方について検討する必要があると考えていることから、その進め方については、スポーツ推進審議会で協議するとともに、体育協会をはじめとする関係団体との情報交換を行っていきたい。」と、答えています。</p> <p>次に、2点目は、冬期間の土の上での活動支援についての質問であり、答弁では、「現在、市内では野球やサッカーなど少年団等の冬場の屋内練習場として、学校体育施設開放が利用されており、基礎体力づくりなどの活動が行われている。市教委としては、多様なスポーツ活動の場を提供することは、スポーツ推進のために重要であると考えていることから、冬期間でも土の上で活動できる室内練習場について、まずは、市内にそのような形への転用可能な施設等がないか、調査していきたい。」と、答えています。</p> <p>これに対して、尾田議員からは、転用可能な施設が見つからなかった場合の対応を尋ねる再質問があり、答弁では、「市教委としては、先ほど答弁したとおり、まずは、転用可能な既存施設等を調査し、土の上での活動ができる場を確保できるよう、体育協会や関係団体とも連携を図り、最大限努力していきたい。」と、答えています。以上です。</p>
<p>支部委員長</p>	<p>ただいま報告のありました「平成28年第1回江別市議会定例会の一般質問について」、質問等がございましたらお受けします。</p>
<p>橋本委員</p>	<p>たまたま本議会で話題になった事で、ちょっと教えていただきたい事があります。スポットケア事業についてですが、家庭訪問等を通じて相談活動を強化するという風におっしゃいますが、実際にスポットケア事業のこの教室に来ないため、家庭訪問しなければならない子どもは、どれぐらいの割合でいらっしゃるのでしょうか。</p>
<p>浦田教育支援課長</p>	<p>不登校児童生徒は80名ぐらいいますが、実際にスポットケアに通っているのは、約20名程度です。その差の部分は、スポットケアにも通っていない児童生徒です。</p> <p>スポットケアは、専任指導員さんが中心になって運営していますが、人数的にも今は非常に厳しい状況です。他の業務と兼務していることもあり、現状としては、家庭訪問は出来ていませんでした。</p> <p>来年度は、専任指導員を増やすという事もあるので、今までスポットケアに通っていない子どもについては、「スポットケアにこのような教室があるよ」と言って促すとか、または、いろいろな相談があれば相談に乗っていくことを考えています。</p>
<p>橋本委員</p>	<p>不登校のお子さんは年々増えていらっしゃるのかと思いますが、家庭訪問の計画や様子などが決まれば、知りたいと思っています。</p> <p>あと、スポットケアに通っていない子どもについても、実際には学校の方ではやり取り</p>

<p>橋本委員 浦田教育支援課長 橋本委員 浦田教育支援課長 支部委員長 橋本委員</p>	<p>をしているし、もちろん、ケアもしていただいていると思いますけども、市教委としては、こうした子どもに対して、今まではケアを出来ていなかったという事でしょうか。 今までも当然、学校ではこうした子どもにケアをしていましたし、市教委としては、学校のケアに対して支援をしています。 新たに学校を支援するような形で、行うことが進みましたら、教えていただきたいです。分かりました。</p> <p>他に何かありませんか。 もう一ついいですか。</p>
<p>浦田教育支援課長</p>	<p>12月に出したリーフレットについて、その時に伺ったか覚えていませんが、また定期的に出す計画はあるのでしょうか。 リーフレットは、来年度に予算を付けて出す予定です。その中では家庭でのルールを作りましょうという内容を入れてあります。</p>
<p>橋本委員 浦田教育支援課長</p>	<p>今回の質問の中では、ある程度一定の、例えば江別市では通信機器を使うのは10時までとか、そういった事を意図しての質問でした。 来年度以降もそういった内容で作成するという事ですか。 来年についてはこれからになります。</p>
<p>橋本委員 浦田教育支援課長 支部委員長</p>	<p>ここで話した事もきっとあったと思うので、取り入れていただけたらと思います。 はい。分かりました。</p> <p>それでは、本報告について終了してよろしいですか。 (一同了承)</p>
<p>錦戸教育政策担当参事</p>	<p>次に、報告事項(2)「江別第一小学校の開校について」の報告を求めます。錦戸教育政策担当参事お願いします。 それでは、報告事項(2)江別第一小学校の開校について、ご報告いたします。 資料の1ページをご覧ください。 江別小学校と江別第三小学校の統合校となります。江別第一小学校は、ご承知のとおり、この4月に開校を迎えます。 学校の規模につきましては、1の概要に記載のとおり、児童数が456人、クラス数が17となっておりますが、こちらについては資料を作成した3月18日時点でのものでありまして、その後学年毎で若干の増減がありました事から、今日現在の児童数の合計は1名増えて457人となっております。なお、今後も開校式までに、保護者の転勤や引っ越し等に伴い増減が生じる可能性がありますことをご承知おき願います。 次に、2の学校教育目標は、「夢をいだき 未来をひらく 江別第一小の子ども」とし、設定観点は、情操や感情を表す「情」、知識や知性を表す「知」、意思や意欲を表す「意」、体力や健康を表す「体」の4つとしております。 次に、3の校章ですが、制作にあたって、両校の3年生から5年生まで各学年2名ずつ計12名の小学生メンバーと北翔大学教育文化学部の学生8名でプロジェクト会議をつくり、子どもたちから出された意見やアイデアを基に、学生が担当教授のアドバイスを受けながら、3つの校章デザインを考案し、その中から1つを子どもたちが選定するという流れで作業を進めてきました。 校章デザインのコンセプトを簡単に申し上げますと、中央の4枚の花弁が今ほどご説明いたしました教育目標である情(紫色)、知(青色)、意(桃色)、体(緑色)を表しており、中央にある星は、元気に学ぶ児童の姿をイメージしたものであります。 また、全体の形は、クローバーをモチーフとすることで、児童の健やかな成長と幸せへの願いが込められているものです。 なお、この校章デザインは、色覚障がいのある方にも配慮したカラーユニバーサル観点から、色の配置や濃淡、ラインの太さなど、制作にあたってご協力をいただいた北翔大学において、調整を加えていただきましたが、資料にお示ししましたように、カラーを基本としつつ、用途に応じて色彩を使い分けるものであります。 次に、2ページをご覧ください。 4の校歌についてですが、両校の教職員6名で校歌制定委員会をつくり、資料に記載の</p>

錦戸教育政策 担当参事	ポイント①から⑤までを取り入れる形で検討を重ね、最終的に江別第三小学校の校長が歌詞を完成させ、作曲を江別小学校の教諭が担当したものであります。
	次に、3ページをご覧ください。 5の開校式概要についてですが、開校式は始業式、入学式と同日の4月7日に開催し、教育長から学校長へ校旗を授与するもので、当日の日程は資料に記載のとおりとなります。最後に、6のその他として今後の予定をご説明いたしますと、(1)と(2)の開校周知の看板設置と、校歌・教育目標の掲示は、それぞれ明日31日に行います。 (3)の開校記念式典は、教育委員の皆様、自治会関係者、PTA関係者などをお招きして、11月6日に開催を予定しております。 (4)の新校舎への引越については、4月の開校後も引き続き、現在使用しております仮設校舎を使用することになりますが、建設中の新校舎の完成が9月末となりますことから、10月7日からの秋休みを利用して作業を行うものであります。以上でございます。
支部委員長	ただいま報告のありました「江別第一小学校の開校について」質問等がございましたらお受けします。
支部委員長	私の方から、校歌についてですけれども、たまたま事例が適切かどうか分かりませんが、高校野球などを見ていますと、校歌が流れたときに、作詞誰作曲誰と名前が出ます。第一小学校の場合は何も入っていませんが、その辺りはどういうイメージになっているのでしょうか。
錦戸教育政策 担当参事	作詞につきましては、江別第三小学校の校長であります松井先生の名前が入りまして、作曲につきましては、江別小学校の教諭であります台坂先生の名前が入る予定であります。
支部委員長 上野委員	はい、わかりました。 校章ですけれども、カラーと白黒は場所によって使い分けるかと思いますが、校舎の玄関の上に付ける校章は、カラーと白黒のどちらにするか決めているのでしょうか。
錦戸教育政策 担当参事	玄関に付けるものにつきましては、現月時点でシルバー単色を考えております。カラーにした場合に、雨風にさらされる経年の劣化によりまして、色あせが生じることがありますことから単色で考えております。以上でございます。
支部委員長	それでは、本報告について終了してよろしいですか。 (一同了承)
	続いて、2の審議事項に入ります。 次に、(1)平成28年議案第12号「江別市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、及び(2)平成28年議案第13号「江別市教育委員会専門職設置規程の一部を改正する規程の制定について」以上、2件についての一括説明を求めます。大村総務課長お願いします。
大村総務課長	議案第12号江別市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について、及び議案第13号江別市教育委員会専門職設置規程の一部を改正する規程の制定について、一括して提案理由をご説明いたします。
	まず、議案第12号につきましては、教育部の組織変更に伴い、関係規則の所要の改正を行うものであります。 資料2ページは改正規則本文であります。先に、平成28年4月1日付け人事異動の内示がありましたが、教育部内の事務分掌の見直しに伴い、「総務課参事(教育政策担当)」及び「総務課参事(学校施設整備計画担当)」が廃止され、「総務課主査(教育政策担当)」が総務課総務係内主査となり、スポーツ課に「スポーツ課主査(スポーツ振興担当)」が新設されることから、第6条の総務課及びスポーツ課の事務分掌の所要の改正を行うとともに学校教育課の事務分掌の文言整理をするものであります。
	資料3ページ以降は、新旧対照表であります。左側は改正前で、右側は改正後であります。なお、附則におきまして、施行日を平成28年4月1日としております。
	次に議案第13号江別市教育委員会専門職設置規程の一部を改正する規程の制定について、ご説明いたします。
	資料2ページをご覧ください。
	新年度に行います組織変更に伴い、教育部総務課に配置の「総務課参事(教育政策担当)」及び「総務課参事(学校施設整備計画担当)」の職を廃止することから、当該規程第2条中「総務課参事(教育政策担当)」及び「総務課参事(学校施設整備計画担当)」の職及びそれぞれの担当していた事務を削除するものであります。

大村総務課長	<p>資料４ページは、新旧対照表であります。左側は改正前で、右側は改正後であります。なお、附則におきまして、施行日を平成２８年４月１日としております。</p> <p>以上、ご説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願い申し上げます。</p>
支部委員長	<p>ただいま説明のありました２件の議案に対する質問等がございましたら、一括してお受けいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、平成２８年議案第１２号及び議案第１３号について、承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>それでは、そのように承認いたします。</p> <p>次に、(３)平成２８年議案第１４号「江別市立小学校及び中学校に設置する特別支援学級等の通学付添費の支給に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の説明を求めます。浦田教育支援課長お願い致します。</p>
浦田教育支援課長	<p>議案第１４号「江別市立小学校及び中学校に設置する特別支援学級等の通学付添費の支給に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。</p> <p>まず、改正理由であります。通学距離１Km未満の特別支援学級などに通学する児童生徒や通級による指導を受けている児童の増加などを踏まえ、自家用車利用者の距離制限の撤廃や公共交通機関を利用する通級児童の付添い費を対象とし、保護者の経済的負担を軽減するため、所要の改正を行うものであります。</p> <p>次に、改正内容であります。本日配布しておりますＡ４横の資料「特別支援に係る通学費助成制度の改正案」に、今回の改正の内容を一覧にまとめましたので、この資料に基づき改正内容を説明します。</p> <p>障がいのある児童生徒とその保護者への助成の内、通学費の助成については、上段の「特別支援教育就学奨励費」と下段の「特別支援学級等の通学付添費」があり、上段は国の制度で、下段は江別市独自の制度であります。</p> <p>今回、改正しようとする部分であります。太枠で囲ってある部分になります。左側下側の自家用車の欄ですが、これまで、特別支援学級等に通う児童生徒のため自家用車を利用して保護者が付添った場合、通学距離が１Km未満については、その通学にかかる費用の助成はありませんでした。しかしながら、距離が短くても安全配慮の面から保護者の付添いが不可欠なケースもあることから、右の段の矢印の先のとおり、１Km未満についても、その助成をするよう改正するものであります。</p> <p>なお、この部分は、これまで市独自の制度で対応しておりましたが、国の制度である特別支援教育就学奨励費の通学費助成で対応が可能なことから、こちらの制度に移行するとともに、１か月一律の金額の支給にしていたものを、夏冬休み等の長期休業月については、学校に通学していないことからその実態に合わせて、半額支給とするものであります。</p> <p>更に、もう一つの改正点であります。左側下段の公共交通機関の欄になります。これまで、公共交通機関を利用して児童生徒に保護者が付添った場合、特別支援学級等への付添は、助成の対象としておりますが、通級指導教室への付添は助成の対象としておりませんでした。通級指導教室については、保護者の同伴を原則としており、保護者の経済的負担はできるだけ軽減する必要があることから、右の段の太枠のとおり、公共交通機関を利用して通級指導教室に付添いする保護者に対しても、助成を行うよう改正するものであります。</p> <p>市の制度である通学付添費の支給については、教育委員会規則で定められていることから、只今説明した内容については、この規則を改正するものであります。６ページ以降に新旧対照表を掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。</p> <p>なお、通学付添費については平成２８年４月１日からとしております。</p> <p>以上、ご審議くださいますようお願い致します。</p>
支部委員長 橋本委員 浦田教育支援課長	<p>ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けします。</p> <p>初歩的な事なんですけれども、通級指導教室とはどのようなものでしょうか。</p> <p>通級指導教室というのは、通常学級に在籍する障がいのある児童生徒に対しての特別の指導の場と言うことですが、江別市では大麻東小学校に言語通級指導教室と、発達障がいの児童を対象とした教室があります。もう一つ中央小学校に言語通級指導教室があります。</p>

浦田教育支援課長 橋本委員	通常学級に通っている方の特別な指導の場である以上の2校の教室を通級指導教室としております。 それでは、普通の学級に行っている障がいがある子どものための教室ということでしょうか。
浦田教育支援課長 橋本委員	発達障がいとか、又は言語障がいのある子どもが、普段は、どちらかの学校の通常学級に通いながら、特別な教室やいわゆる言葉の教室、学びの教室などにも通う形になります。例えば江別小に通常通っている子どもが中央小に通うとか。 普段、その子が江小の通常学級に通う事には何も助成されないけれども、その子が中央小学校の言葉学級に行く時には交通費が出るということですね。分かりました。
郷委員	一点いいですか。世帯の収入状況等も細かく出さなくてはいけない状況のようですが、これは結果的に貰えない方もいらっしゃるということなのではないでしょうか。それとも、収入があっても半額までは負担してあげますよ、というような解釈なのではないでしょうか。
浦田教育支援課長	ほとんどの方が通学付添費を全額もらえることになります。 通学付添費支給の要件として、収入がいわゆる生活保護基準に基づく需要額の2.5倍と記載されておりますが、例えば、大人2人で、35歳と30歳の夫婦が居て子供が2人いる場合は、大体所得の目安としては、684万ぐらいです。収入にしますと、その世帯で900万ぐらいの方は、需要額の2.5倍になります。それだけあったとしても半分は貰える、それ以下の方は全額貰えるということでございます。
郷委員 支部委員長	はい、ありがとうございます それでは、平成28年議案第14号「江別市立小学校及び中学校に設置する特別支援学級等の通学付添費の支給に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を承認することにご異議ありませんか。 (一同了承) それでは、そのように承認いたします。
浦田教育支援課長	次に、(4)平成28年議案第15号「江別市少年育成委員の委嘱について」の説明を求めます。浦田教育支援課長お願いいたします。 議案第15号「江別市少年育成委員の委嘱について」ご説明いたします。 青少年の非行・被害防止のため、街頭巡回指導に当たる江別市少年育成委員につきましては、2年間の任期で委嘱しているところですが、本年3月31日で任期が満了することから、江別市少年指導センター規則第3条の規定により、新委員の選考事務を進めてきたところであります。今回委嘱しようとする委員は、議案の候補者名簿に記載のとおり、新任の3名を含む計33名で、任期は平成28年4月1日から平成30年3月31日までとなっております。
支部委員長	以上、ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。 ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。 (質疑なし) それでは、平成28年議案第15号「江別市少年育成委員の委嘱について」を承認することにご異議ありませんか。 (一同了承) それでは、そのように承認いたします。
佐々木生涯学習課長	次に、(5)平成28年議案第16号「江別市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」の説明を求めます。佐々木生涯学習課長お願いします。 議案第16号「江別市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。 改正理由は、平成28年4月1日施行の学校教育法等の一部改正により、小学校から中学校までの一貫教育を実施するための新たな学校の種類として「義務教育学校」が規定されたことから、関係する規則を改正するものです。 3ページをご覧ください。 改正の内容ですが、使用料の減免の基準を定める別表の使用区分2、学校の欄内、中学校の次に、義務教育学校を追加します。 施行日につきましては、2ページに記載のとおり、平成28年4月1日からとするものです。 以上、ご説明申し上げましたので、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

支部委員長	<p>ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けします。 (質疑なし)</p> <p>それでは、平成28年議案第16号「江別市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(一同了承)</p>
支部委員長	<p>それでは、そのように承認いたします。</p> <p>続いて、3のその他に入ります。</p> <p>次回定例教育委員会予定案件及び第4回定例教育委員会の日程について、説明願います。 大村総務課長お願いします。</p>
大村総務課長	<p>次回の教育委員会の案件でございますが、報告事項として、「平成28年度学校選択制にかかる入学状況について」などを予定しております。また、次回、定例教育委員会の日程でございますが、4月27日水曜日午後2時からと考えておりますが、各委員のご都合等はいかがでしょうか。</p>
支部委員長	<p>ただいまありましたように、次回の定例教育委員会は4月27日水曜日午後2時からということで、皆様よろしいでしょうか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>以上をもちまして、第3回定例教育委員会を終了いたします。 (閉会)</p>

終了 午後2時54分

署名人(委員長) 支部 英孝

署 名 人 橋本 幸子